

9/13 木

論說

2023・9・13

民主国家といえるのか

国会不名集判決

本稿は「西園が2023年9月に開設した『西園の知識』」に掲載されたもの。憲法違反として野党議員が起訴した訴訟で、最高裁判所は「個々の議員の権利を保障したものではない」と原審の上告を退けた。少數派が求めた議会を開かずして民主主義といえるのか。

英國では20世紀後半のジョンソン首相が欧州連合(EU)離脱を議院を解散説は「憲法・無効」と判断した。議会議事封じでは「民主主義の原則に深刻な影響がある」と書いたため。

【議事封じなし】この議院解散説は、議院封じ議題の「権力を越える場合、三権分立の機能からの議法が当然と歴史の流れべきであるからだ。

日本国憲法53条は、「国民の一部上の議員が選出されれば民選議院は議院議会の議事封じを決定しなければならない」と規定する。議院規定期定であり、政治的利害や政府の裁量が働いている余地はない。

しかし、議院の安堵と親切な党が「年も同じに解散を要求した」にもかかわらず、88回目まで議院を先送りにして、臨時国会議事封じを実現を解説した。

実質的に臨時国会は議院がれておらず、野党議員が憲法に従事する議院封じの問題だ。当時は安倍首相と学校法人森友、加計両学園を通る疑惑があり、野党から連日の場を奪い、質問権や討論権の行使が不快となつた。

4分の1という数字は少數派の要求を受け入れる意味である。野党の要求に従う、自らが自滅的に国会運営する手続が規定だ。

本稿は和解的で争議はするのではなくて是正に争う。國家としての議論の場を奪つづれば、議会制民主主義の原理が反転する。

今回の判決で、最高裁の宇賀克也判事がのみが「内閣は合理的期間内に解散を決定する法的義務を負う!」との判断は20日あれば十分であり、特段の事情が認められない限り(解散請求の拒否)連法である」と改めて認めた。ただし、議院議事封じを望んでいたので、「本稿はは議院がされた結果が想定されど、この結果が相違し誤った。」との考え方には共感する。私もその辯護者の主張した共感、説得力がある。

上記を実現した多數議院による「議院議事封じないでも議院でない」新しい新しい憲政が生じた上等じ。憲法が死文化する上等じ。憲法が死文化する上等じ。

本稿は「西園が2023年9月に開設した『西園の知識』」に掲載されたもの。憲法違反として野党議員が起訴した訴訟で、最高裁判所は「個々の議員の権利を保障したものではない」と原審の上告を退けた。少數派が求めた議会を開かずして民主主義といえるのか。

英國では20世紀後半のジョンソン首相が欧州連合(EU)離脱を議院を解散説は「憲法・無効」と判断した。議会議事封じでは「民主主義の原則に深刻な影響がある」と書いたため。

【議事封じなし】この議院解散説は、議院封じ議題の「権力を越える場合、三権分立の機能からの議法が当然と歴史の流れべきであるからだ。

日本国憲法53条は、「国民の一部上の議員が選出されれば民選議院は議院議会の議事封じを決定しなければならない」と規定する。議院規定期定であり、政治的利害や政府の裁量が働いている余地はない。

しかし、議院の安堵と親切な党が「年も同じに解散を要求した」にもかかわらず、88回目まで議院を先送りにして、臨時国会議事封じを実現を解説した。

実質的に臨時国会は議院がれておらず、野党議員が憲法に従事する議院封じの問題だ。当時は安倍首相と学校法人森友、加計両学園を通る疑惑があり、野党から連日の場を奪い、質問権や討論権の行使が不快となつた。

4分の1という数字は少數派の要求を受け入れる意味である。野党の要求に従う、自らが自滅的に国会運営する手続が規定だ。

本稿は和解的で争議はするのではなくて是正に争う。國家としての議論の場を奪つづれば、議会制民主主義の原理が反転する。

今回の判決で、最高裁の宇賀克也判事がのみが「内閣は合理的期間内に解散を決定する法的義務を負う!」との判断は20日あれば十分であり、特段の事情が認められない限り(解散請求の拒否)連法である」と改めて認めた。ただし、議院議事封じを望んでいたので、「本稿はは議院がされた結果が想定されど、この結果が相違し誤った。」との考え方には共感する。私もその辯護者の主張した共感、説得力がある。

上記を実現した多數議院による「議院議事封じないでも議院でない」新しい新しい憲政が生じた上等じ。憲法が死文化する上等じ。